

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 一部改正案について（概要）

平成 29 年 8 月
環境省自然環境局

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種から解除された場合には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）の一部改正を行います。
- ・ 施行規則の改正では、オオタカの希少鳥獣からの指定解除と、販売禁止鳥獣や特定輸入鳥獣への追加等を行う予定です。
- ・ 基本指針では、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加します。

項目	主な変更案（新たに追加することを想定）
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 （Ⅰ 第四 2 (2)）	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 （Ⅲ 第四 1 (4)）	<ul style="list-style-type: none"> ● 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。 ● ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。 ● なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。
販売禁止鳥獣等の販売許可 （Ⅲ 第四 3 - 4）	<ul style="list-style-type: none"> ● オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

- ・ 公表予定日
平成 29 年 9 月 21 日